

藤沢市横断幕設置道路占用許可基準要綱【運用・解説】

この要綱は、藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を次のとおり設けるものとする。

【解説】

藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を設けるものである。

（1）占用主体（申請者）

- ア 国又は地方公共団体
- イ 国又は地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会及び実行委員会等
- ウ 国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体
- エ 公共的団体及び藤沢市内に存する学校法人等

【解説】

占用主体（申請者）とは、国又は地方公共団体、国又は地方公共団体を含む協議会、実行委員会、国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体、学校法人等の公共性・公益性のある団体とする。

（2）占用場所及び期間

- ア 横断幕の設置場所は、道路管理者（藤沢市）が指定した場所に限り設置することができるものとする。
- イ 申請できる占用場所の数については、申請者につき、市内1箇所とする。
- ウ 占用期間は、1イベントにつき開催期間及び周知期間等（最長で2ヶ月）とする。また、年度をまたぐ場合は年度ごとに申請するものとする。

【解説】

横断幕の設置場所は、申請者につき藤沢駅南口18箇所、辻堂駅北口2箇所のうち1箇所とする。別図1及び別図2参照。歩道橋等への設置については、道路構造物に対する影響が大きいため、原則認めないものとする。

また、より多くの設置希望者が利用できるよう公平性を保つため、申請できる箇所は申請者につき市内1箇所とする。

占用期間は、広報の対象となる催物、運動等の期間とする（最長で2か月）。ただし、催物等の周知のために必要と認められるときは、催物の開催の概ね1か月前から、催し物の終了後概ね1週間が経過した日までの占用を認めることができる。

※藤沢駅南口については、過去に小田急用地、JR用地、江ノ電用地のデッキ上に、誤って占用許可を出していた経緯があるため、藤沢市用地のデッキ上のみ許可するよう注意すること。

※過去には歩道橋等への設置が許可されていたが、道路構造物を損傷する可能性があるため、原則認めないこととする。

(3) 構造及び設置方法

- ア 横断幕には、管理者名及び後援名義等を表示しなければならない。
- イ 幕の寸法は縦1メートル以内、横10メートル以内とする。
- ウ 特別景観形成地区内及び景観形成地区内に掲出する場合は、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。
- エ 幕の素材は風雨等の対策を施し、構造物を損傷させないものとする。
- オ 風雨等により落下しないように堅固に取り付けること。また、構造物を損傷させないよう必要に応じて養生すること。
- カ 手すり利用者の妨げにならないよう設置すること。

【解説】

アについては、風雨、台風等悪天候時に脱落、落下等した際、占用主体（申請者）に速やかに連絡できるよう、必ず占用主体（申請者）を表示すること。

イについては、デッキの寸法が縦1メートル、横10メートルのため、その範囲内を設置可能寸法とする。

ウについては、辻堂駅北口は、湘南C-X特別景観形成地区内のため、必要に応じて当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。

エについては、風雨による構造物への負荷などを考慮し、メッシュターポリン等の素材とすること。

オについては、針金や結束バンド及び粘着テープ等で構造物に直接取り付けることで、構造物が損傷する可能性があるため、養生をする等の対策をすること。

カについては、手すりのある設置個所は手すり利用者の妨げにならないよう、手すりに結び付ける行為及び手すりを覆うような設置方法を禁止する。

(4) その他

- ア 設置の予約については、設置予定日の2ヶ月前からとする。
- イ 申請に際しては、必要に応じて国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体であることがわかる書類を添付すること。
- ウ 設置日の2週間前までに申請し、着手届及び完了届を提出すること。
- エ 常時管理できる体制にし、道路管理者の指示に従うこと。
- オ 上記以外の懸案事項については、別途協議するものとする。

【解説】

アについては、設置箇所の空き状況確認及び設置箇所の検討、申請書類の準備、許可までの期間等に要する時間を考慮し、2ヶ月前からとする。

イについては、国、神奈川県又は藤沢市が後援・支援等する実施主体であることがわかる後援名義等の書類を、必ず添付することとする。

ウについては、審査期間を考慮し設置日の2週間までに申請することとする。また、着手届は設置前までに、完了届は撤去後速やかに提出することとする。

エについては、台風等の予報が出た際に堅固に固定されているか確認する等の道路管理者からの指示に対応ができるようにするものとする。

オについては、ア～エ以外の懸案事項があった場合は、協議の上許可するものとする。